



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 1月17日火曜日 第1726号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更（6件）.....	33
都市計画の変更（一部変更）案の縦覧.....	34
開発行為に関する工事の完了.....	34

愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	34
土地の売払い.....	35

## 告 示

### ○愛媛県告示第58号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地 変 更 前	所 在 地 変 更 後	
38000100201116	有限会社さわやか	今治市天保山町五丁目1番29号	田 坂 曼 彦	身体障害者居宅介護	さわやか	今治市恵美須町二丁目2 - 2	今治市天保山町五丁目1番29号	平成17年 10月24日

### ○愛媛県告示第59号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地 変 更 前	所 在 地 変 更 後	
38000300037112	社会福祉法人三善会	大洲市春賀甲1688番地	渦 尻 敬治郎	児童居宅介護	訪問ケアステーション春賀	大洲市春賀甲1665番地	大洲市春賀甲1689番地4	平成17年 10月10日

### ○愛媛県告示第60号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地 変 更 前	所 在 地 変 更 後	
38000100026117	社会福祉法人三善会	大洲市春賀甲1688番地	渦 尻 敬治郎	身体障害者居宅介護	訪問ケアステーション春賀	大洲市春賀甲1665番地	大洲市春賀甲1689番地4	平成17年 10月10日

### ○愛媛県告示第61号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービ スの 種 類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000300129117	有限会社介護センター津島	宇和島市津島町北灘乙2041番地	水 野 八重子	児童居宅介護	介護センター津島指定訪問介護事業所	宇和島市津島町近家甲1623番地	宇和島市津島町高田甲2930 - 1	平成17年 10月18日

○愛媛県告示第62号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービ スの 種 類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000100140116	有限会社介護センター津島	宇和島市津島町北灘乙2041番地	水 野 八重子	身体障害者居宅介護	介護センター津島指定訪問介護事業所	宇和島市津島町近家甲1623番地	宇和島市津島町高田甲2930 - 1	平成17年 10月18日

○愛媛県告示第63号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービ スの 種 類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000200161111	有限会社介護センター津島	宇和島市津島町北灘乙2041番地	水 野 八重子	知的障害者居宅介護	介護センター津島指定訪問介護事業所	宇和島市津島町近家甲1623番地	宇和島市津島町高田甲2930 - 1	平成17年 10月18日

○愛媛県告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 次の区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。

松山市大可賀三丁目の一部

(2) 次の区域内に存する市街化区域を市街化調整区域に変更する。

なし

○愛媛県告示第65号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17西建管第1299号 平成17年12月28日	西条市飯岡字岸之上3743番 2 及び同市飯岡字大榎3732番15	西条市飯岡3690番地の 3 株式会社プラスコ 代表取締役 藤 原 弘 一

○愛媛県告示第66号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第 8 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成18年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
今第 1号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市朝倉北甲397番地 今治市朝倉支所	平成17年12月28日
今第 2号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市玉川町三反地甲10番地1 今治市玉川支所	平成17年12月28日
今第 3号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市波方町樋口甲250番地 今治市波方支所	平成17年12月28日
今第 4号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大西町宮脇甲506番地の1 今治市大西支所	平成17年12月28日
今第 5号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市菊間町浜822番地 今治市菊間支所	平成17年12月28日
今第 11号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市吉海町八幡137番地 今治市吉海支所	平成17年12月28日
今第 12号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市宮窪町宮窪2668番地 今治市宮窪支所	平成17年12月28日
今第 13号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市伯方町木浦甲1235番地 今治市伯方支所	平成17年12月28日
今第 14号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町宮浦5708番地 今治市大三島支所	平成17年12月28日
今第 15号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市上浦町井口6605番地 今治市上浦支所	平成17年12月28日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年 1月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
松山市南堀端町3番6	宅 地	174.53m <sup>2</sup>

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(7) 日時

平成18年 2月13日（月）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成18年 2月27日（月）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第一別館11階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内

で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。